

## 浜松市国際交流推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、浜松市における市民レベルでの多文化共生、国際交流・協力ならびに国際理解教育の推進を目的とし、民間団体を対象に公益財団法人浜松国際交流協会(以下「協会」という。)が実施する支援事業について、予算の範囲内において浜松市国際交流推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、以下の各号に掲げる要件を備える浜松市内の民間団体が行う活動に対して、協会が実施する支援事業に係る経費とする。

(1) 次に掲げる活動のいずれかに該当すること。

ア 多文化共生の推進を目的とする事業で次に掲げるもの

- (ア) 地域における情報の多言語化事業
- (イ) 日本語及び日本社会に関する学習支援事業
- (ウ) 居住支援事業
- (エ) 医療・保健・福祉支援事業
- (オ) 防災支援事業
- (カ) 母語・母国文化支援事業
- (キ) 多様性を生かした文化の創造・地域の活性化事業

イ 国際交流の推進を目的とする事業

ウ 国際協力の推進を目的とする事業

エ 国際理解の推進を目的とする事業

オ 上記ア～エの担い手となるボランティアを育成する事業

(2) 民間団体が自ら企画、主催する活動でありその活動内容等が具体化しているものであること。

(3) 国、地方公共団体またはそれらの関係団体から補助金等の交付を受けていないものであること。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、協会が実施する支援事業の対象となる各活動の実施に直接必要な経費の2分の1以内とし、各活動1件あたりの限度額は30万円とする。

ただし、第2条(1)アに該当する活動については、各活動1件あたりの限度額は50万円とする。

( 交付の申請 )

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の規定による補助金の申請は、浜松市国際交流推進事業費補助金交付申請書 ( 第 1 号様式 ) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ( 1 ) 申請に係る事業年度の歳入歳出予算書及び事業計画書
- ( 2 ) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書
- ( 3 ) 市税納付・納入確認同意書 ( 第 2 号様式 )
- ( 4 ) 暴力団排除に関する誓約書 ( 第 3 号様式 )

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、この限りではない。

( 交付の決定 )

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であり、かつ市税の完納を認めたときは補助金の交付を決定し、浜松市国際交流推進事業費補助金交付決定通知書 ( 第 4 号様式 ) により、申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- ( 1 ) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- ( 2 ) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ( 3 ) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- ( 4 ) 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- ( 5 ) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ( 6 ) 規則第 1 7 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、規則第 1 8 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- ( 7 ) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 1 8 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- ( 8 ) 事業完了後 1 週間以内に別に定める様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- ( 9 ) 規則に基づく市長の指示に従うこと。

( 事業変更等の承認申請 )

第 6 条 前条第 1 項第 2 号の規定に基づく承認の申請は、浜松市国際交流推進事業費補助金変更承認申請書 ( 第 5 号様式 ) により行わなければならない。

(事業変更等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者へ浜松市国際交流推進事業費補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定による実績報告は、浜松市国際交流推進事業費補助金実績報告書(第7号様式)により、事業完了後1週間以内に市長に行わなければならない。

2 前項の実績報告には、補助を受けた事業に係る事業年度における歳出歳入決算書及び事業実施状況報告書を添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、浜松市国際交流推進事業費補助金確定通知書(第8号様式)による。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、補助金を請求するときは、請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 所在地  
名 称 印

浜松市国際交流推進事業費補助金交付申請書

次のとおり、国際交流推進事業費補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び補助額
- 3 補助事業に関して生ずる収入金の有無
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 5 その他

添付書類

申請に係る事業年度の歳入歳出予算書及び事業計画書  
市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書  
市税納付・納入確認同意書（第2号様式）  
暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

第2号様式（第4条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

（あて先）浜松市長

（取扱い 国際課）

補助金交付申請者

所在地

名 称

印

明・大・昭・平 年 月 日設立

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市国際交流推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市国際交流推進事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市国際交流推進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

浜松市国際交流推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市国際交流推進事業費補助金について、次のとおり条件を付して交付いたします。

記

金

円

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
  - 4 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - 6 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
  - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - 8 事業完了後1週間以内に別に定める様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
  - 9 規則に基づく市長の指示に従うこと。

第5号様式（第6条関係）

浜松市国際交流推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 所在地  
名 称 印

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた事業の計画  
を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更内容

2 計画変更の理由



第6号様式（第7条関係）

浜松市指令企国第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市国際交流推進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令企国第 号をもって補助金交付決定した、浜松市国際交流推進事業費補助金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 理由

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

報告者 所在地  
名 称 印

浜松市国際交流推進事業費補助事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令企第 号に係る事業が次のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 完了年月日
- 2 事業の内容及び成果
- 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金
- 4 1から3までの記載が補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付を受けたい額
- 6 その他

第8号様式（第9条関係）

浜松市指令企国第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市国際交流推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けの国際交流推進事業費補助金実績報告書を審査の結果、次の金額を  
年度浜松市国際交流推進事業費補助金として確定いたします。

記

金

円

第9号様式（第10条関係）

請 求 書

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

ただし、 年度浜松市国際交流推進事業費補助金

支 払 方 法	口 座 振替払	銀 行	本店	当座預金	第
		信用金庫	支店	普通預金	
		農 協	支所		
口座名義（カナ）					

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称